

Ⅲ. 受入れ機関からの報告

○定期報告

		資格取得前 (就労コース)	資格取得前 (就学コース)	資格取得後
厚生労働省告示の報告	報告時点(期限) ＼ 報告先	毎年1月1日現在 (介護1月20日× 看護2月20日×)	毎年1月1日現在 (介護1月20日× 看護2月20日×)	在留期間の更新 許可を申請する際
受入れ施設の要件の遵守状況	国際厚生事業団 ※国際厚生事業団は その後厚生労働大臣 に提出	○	○	○
同等報酬の遵守状況		○	—	○
研修の実施状況		○	—	—
介護福祉士候補者の就学状況		—	○	—
法務省告示の報告	報告時点(期限) ＼ 報告先	毎年1月1日現在 (介護1月20日× 看護2月20日×)	毎年1月1日現在 (介護1月20日× 看護2月20日×)	毎年1月1日現在 (介護1月20日× 看護2月20日×)
受入れ施設の要件の遵守状況	国際厚生事業団を通 じて地方入国管理局	○	○	○
同等報酬の要件の遵守状況		○	—	○
研修の実施状況		○	—	—

Ⅲ. 受入れ機関からの報告

○随時報告

			資格取得前 (就労コース)	資格取得前 (就学コース)	資格取得後
厚生労働省報告					
死亡もしくは失踪した場合	事実を把握した日 から2週間以内	報告先： 国際厚生事業団 ※国際厚生事業団 はその後厚生労働 大臣に提出	○	○	○
不法就労活動を行っていると思料する場合	事実を把握した日 から2週間以内		○	○	○
雇用契約を終了する場合	あらかじめ		○	—	○
履修許可を取り消す場合	あらかじめ		—	○	—
国家試験の合否が判明した場合	合否発表日 から2週間以内		○	—	—
養成課程を修了した場合	結果発表日 から2週間以内		—	○	—
資格取得後に就労施設が決定した場合	決定日 から2週間以内(※)		—	○	—
一時的な滞在の期間内に国家資格を取得できず帰国した場合(一時帰国除く)	帰国日 から2週間以内		○	○	—
法務省報告					
雇用契約を終了する場合	速やかに	報告先： 国際厚生事業団を 通じて地方入国管 理局	○	—	○
養成課程の履修許可を取り消す場合	速やかに		—	○	—
失踪した場合	速やかに		○	○	○
不法就労活動を行っている と知った場合	速やかに		○	○	○

※養成校と就労機関の連名